

平成24年度第34回役員会議事要旨

日 時 平成25年3月5日（火）10時00分～12時45分
場 所 事務局中会議室
出席者 遠藤，倉知，丹羽，山口，畑中，広瀬，鹿野
(監事) 山森，服部
(ワザバー-[2報告事項(8)及び3審議事項(7)の議事を除く。])
平井，井上，松崎，西川

議 事

1 議事要旨の確認

学長から，平成24年度第33回（2月19日開催）の役員会議事要旨について確認があり，承認した。

2 報告事項

(1) 教員の補充について

学長から，教員補充の選考結果18件（経済学部1件，大学院医学薬学研究部（医学）9件，附属病院2件，特命教員（大学院医学薬学研究部（医学）4件，大学院医学薬学研究部（薬学）1件，学生支援センター1件）6件）について報告があった。

(2) 平成25年度国立大学法人の予算等に関する説明会について

財務企画グループ長から，平成25年度国立大学法人の予算等に関する説明会の概要について報告があった。

(3) 平成24年度国立大学法人施設整備費補助金（教育研究力強化基盤整備費）について

倉知理事から，平成24年度国立大学法人施設整備費補助金（教育研究力強化基盤整備費）の補助事業について説明があった。

(4) 平成24年度国立大学法人等施設整備実施事業（4）〈当初予算（一般会計）〉及び平成24年度国立大学法人等施設整備実施事業〈補正予算（第1号）〉の内示について

広瀬理事から，平成24年度国立大学法人等施設整備実施事業（4）〈当初予算（一般会計）〉及び平成24年度国立大学法人等施設整備実施事業〈補正予算（第1号）〉の内示について報告があった。

(5) 外部資金の獲得状況について

丹羽理事から、平成25年2月末現在の外部資金（受託研究、共同研究、寄付金等）の獲得状況及び富山大学基金の寄附受入状況について報告があった。

(6) 学生寄宿舍収支状況（平成23年度）について

西川副学長から、平成23年度における学生寄宿舍の収支状況について報告があった。

(7) 全学委員会等の報告について

① 平成24年度第8回入学試験委員会

山口理事から、平成24年度第8回入学試験委員会（2月14日開催）の議事概要について報告があった。

② 平成24年度第5回国際戦略本部会議

畑中理事から、平成24年度第5回国際戦略本部会議（eメール開催）の議事概要について報告があった。

(8) 訴訟関係について

学長から、仮処分申立案件への対応について報告があった。

3 審議事項

(1) 平成25年度計画（案）について

倉知理事及び企画評価グループ長から、文部科学省へ提出する平成25年度計画（案）について説明があり、了承し、関連会議に付議することとした。

(2) 平成25年度予算編成方針（案）等について

財務企画グループ長から、本学における平成25年度予算編成方針（案）、平成25年度当初予算配分（案）及び平成25年度全学的共通経費（案）について説明があり、審議の結果、おおむね了承した。

なお、平成25年度全学的共通経費で要求のあった事項のうち、学長裁量経費での配分を予定している事項（人件費に係るものは平成26年度以降）については、十分検討することとした。

(3) 国立大学法人富山大学ウェブサイト管理要項の一部改正について

広瀬理事から、国立大学法人富山大学ウェブサイト管理要項の一部改正について説明があり、審議の結果、承認し、本日（3月5日）から実施することとした。

(4) 国立大学法人富山大学ソーシャルメディアポリシー等の制定について

広瀬理事から、国立大学法人富山大学ソーシャルメディアポリシー（案）及び国立大学法人富山大学ソーシャルメディア運用管理要項（案）について説明があり、審議の結果、一部字句を修正する場合は広報担当理事に一任することで承認し、本日（3月5日）から実施することとした。

(5) 人事関係諸制度の改正について

鹿野理事から、「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」、「国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則」及び「国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間、休暇等に関する規則」の一部改正について説明があり、審議の結果、承認し、本日（3月5日）から施行することとした。

引き続き、鹿野理事から、職員の兼業に関する規則の一部改正（案）及び役員
の兼業に関する内規の一部改正（案）について説明があり、審議の結果、了承し、
手続きを進めることとした。

(6) 「教育職員以外の職員の懲戒審査の手続に関する取扱い」の制定について

鹿野理事から、教育職員以外の職員の懲戒審査の手続に関する取扱い（案）について説明があり、審議の結果、一部字句を修正のうえ承認し、本日（3月5日）から施行することとした。

なお、「教育職員以外の職員の懲戒審査の手続に関する取扱い」の制定に伴い、「事務系職員等に対する調査等の手続に関する取扱い」は廃止することとした。

(7) 職員の懲戒について

学長から、職員の懲戒案件について説明があり、審議の結果、懲戒処分相当であることを確認した後、本日制定した「教育職員以外の職員の懲戒審査の手続に関する取扱い」に基づき審査委員会を設置することとした。

続いて、審査委員会を3名で構成することとし、委員2名を指名し、残り1名については第4第1項第1号委員の役員に一任することとした。

また、人事労務グループ長から被審査者に交付する審査通知書（案）について説明があり、審議の結果、一部字句を修正のうえ承認し、決定日付を本日とし交付日付は決裁終了後とすることを確認した。

以上